

鳥栖地区広域市町村圏組合サポーターティア事業について

鳥栖地区広域市町村圏組合では、平成30年4月より「鳥栖地区広域市町村圏組合サポーターティア事業」を実施いたします。事業の管理機関として（公財）佐賀県長寿社会振興財団に委託し、同事業の運営を行います。

つきましては、本事業のサポーターティア（介護支援ボランティア）を受け入れてくださる介護サービス事業所（受入機関）を募集いたします。

本事業の趣旨をご理解いただき、より多くの施設・事業所の皆さまにご応募いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

鳥栖地区広域市町村圏組合サポーターティア事業の概要

1 目的

65歳以上の高齢者がサポーターティア活動（介護支援ボランティア活動）を通して地域貢献することを推奨及び支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、もって高齢者がより健康で生きがいのある暮らしができる、生き生きとした地域社会づくりに資するとともに40歳以上65歳未満の者が介護ボランティア活動に意欲のある者が高齢者の介護予防支援等を行うことにより介護を要しない高齢者の維持・増加を促進させることを目的とします。

2 事業開始時期

平成30年4月1日

3 実施地区

鳥栖地区広域市町村圏組合域内（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）

4 事業の概要

サポーターティア（介護支援ボランティア）が、あらかじめ登録された介護サービス事業所（受入機関）でサポーターティア活動を行った場合、その活動実績に応じて換金可能なポイントを付与する事業です。

5 対象者

- ・鳥栖地区広域市町村圏組合域内の第1号被保険者（65歳以上の方）
 - ・鳥栖地区広域市町村圏組合域内の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）
- ※ただし、要支援・要介護認定を受けていない方

6 サポーター活動の内容

- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
- (2) お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助
- (3) 散歩、外出、館内移動の補助
- (4) 施設の催事に関する手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、演芸披露等）
- (5) 話し相手・傾聴
- (6) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（清掃・草刈の補助、洗濯物の整理等）
- (7) 高齢者ふれあいサロン、食生活改善事業等の活動
- (8) 介護予防体操、レクリエーション等の指導及び介護予防教室等の開催・参加支援
- (9) その他、鳥栖地区広域市町村圏組合管理者が認める活動

7 サポーター活動の要件

- (1) 事業所等が介護保険の制度上自らが行うべき業務の範囲でないこと。
- (2) サポーターの親族、縁故者に対するものでないこと。
- (3) 報酬、謝礼等が支払われる有償のものでないこと。ただし、交通費等の実費と認められる範囲内のものを除く。

8 サポーター活動の流れ

(1) サポーターの登録

サポーター活動を希望される方は、サポーター登録申請書を佐賀県長寿社会振興財団に提出し、登録研修を受講後、サポーター活動手帳の交付を受けます。

(2) 活動の開始

- ・ サポーターは、あらかじめ登録された受入機関（介護サービス事業所）のうち、希望する受入機関に直接連絡をとって活動を実施します。
- ・ 初めて活動する方などに対しては、必要に応じて佐賀県長寿社会振興財団がコーディネート（連絡調整）を行います。

(3) 活動の記録

- ・ サポーター活動を行った受入機関にサポーター活動手帳を提示し、活動確認スタンプを押してもらいます。
- ・ 概ね1時間当たりスタンプ1個とします。ただし、1日において2時間以上又は2ヶ所以上で活動した場合は、1日当たりスタンプ2個を上限とします。

(4) ポイントの換金

スタンプ1個につき100ポイント（100円）とし、年間（4月1日から翌年3月31日迄）5,000円を上限として換金することができます。

ただし、ポイントの換金は、本人からの申請を必要とし、また、介護保険料の未納がない方だけとします。

(5) 介護支援ボランティア活動保険

佐賀県長寿社会振興財団は、サポーターの方が安心して介護支援ボランティア活動を行っていただくために、団体として介護支援ボランティア保険に加入いたします。保険料は、佐賀県長寿社会振興財団が負担します。

サポーター事業における受入機関を募集します

鳥栖地区広域市町村圏組合サポーター事業におけるサポーター（介護支援ボランティア）を受け入れてくださる域内に所在する介護サービス事業所を募集します。

受入機関の対象となる介護サービス事業所は次のとおりです

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設
- (5) 地域密着型認知症対応型共同生活介護
- (6) 通所介護（地域密着型含む）
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 特定施設入居者生活介護
- (9) 認知症対応型通所介護（グループホーム共用型含む）
- (10) 小規模多機能型居宅介護（サテライト含む）
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護

※これらの施設がショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護等）を有する場合は、ショートステイも含めて受入機関とする。

受入機関の登録申請をお願いします

- ・ 本事業におけるサポーターの受け入れを希望される施設・事業所は、「サポーター受入機関等登録申請書」を佐賀県長寿社会振興財団に提出（郵送又は持参）してください。
- ・ 当該申請書の内容を適当と認めるときは、受入機関として登録し、「サポーター事業受入機関等登録通知書」を送付します。
- ・ 受入機関として登録された場合、受入機関一覧表に記載し、サポーターの募集等において配布（ホームページの掲載を含む）します。

提出書類及び提出先

提出書類 「鳥栖地区広域市町村圏組合サポーター受入機関等登録申請書」 1枚

提出先 （公財）佐賀県長寿社会振興財団 総務課 サポーター担当

〒840-0804 佐賀市神野東2-6-1

サポーターの受け入れについて

- ・ サポーターから受入機関に活動したいとの連絡が直接ありますので、活動内容や活動日時などを本人と相談し、活動の受け入れを調整してください。
- ・ サポーターが活動を行う際は、受入機関の担当者から安全上の注意や必要な説明、指示なども行ってください。
- ・ 初めて活動を行う方などに対しては、必要に応じて、佐賀県長寿社会振興財団がコーディネートなど連絡調整を行います。
- ・ サポーターには、決して身体介護等の直接的な介護サービスは行わせないように留意してください。

サポーター活動の確認とスタンプの押印

- ・ 登録された受入機関には、活動確認スタンプを佐賀県長寿社会振興財団より貸与いたします。
- ・ 受入機関は、1日のサポーター活動が終了後、活動時間に応じて、サポーターが持参するサポーター活動手帳にスタンプの押印をお願いします。

お問い合わせ先

管理機関

(公財) 佐賀県長寿社会振興財団 総務課 サポーター担当
〒840-0804 佐賀市神野東二丁目6番1号
TEL : 0952-31-4165
FAX : 0952-30-2580
ホームページ : <http://sagachouju.jp>
メールアドレス : info@sagachouju.jp

事業実施主体

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係
〒841-0037 鳥栖市本町三丁目1494-1
TEL : 0942-81-3111
FAX : 0942-81-3316
ホームページ : <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>
メールアドレス : chiikishien@ktarn.or.jp